

## 「障害者差別解消法ワークショップ」委託事業報告書

事業名	障害者差別解消法 ワークショップ	1部「ついにできた！滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」 2部「最初からユニバーサルデザイン+α 合理的配慮=社会モデル」
実施団体	滋賀自立生活センター	
実施日	2019年11月9日（土）PM12：30～PM16：40	
場所	草津市立市民交流プラザ・大会議室（フェリエ南草津5F）	
参加者数	●定員70名、●申し込み数29名、●当日欠席者2名（当日参加含む）	
予算	￥一（決算は別紙参照）	
ファシリテーター	山形重人氏（自立生活センター・HANDS世田谷） 垣見節子（滋賀自立生活センター）	

### 1) 経緯と目的

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が本年度10月1日から全部施行された。草津市民に、障害者差別の歴史や条例づくりの経緯を伝え、障害者がこの条例をどんなに待ち望んでいたか、また県民全員で大切に育てなければならないこと、また合わせて本条例の大枠とポイントを伝えること、更には障害の有無に関わらず、自らが意識し行動しなければこの条例は役立たないことを伝えるための場づくり。

### 2) 今までとの違い

これまでの3年は、社会の中に障害者差別がある状況だからこそ障害者差別を禁止する条例が必要なこと。それは、「自分は差別をしていない」と思っていても慣習や習慣、時には「優しさや障害者本人のためにと思い行っていることも差別になっていることがある」といったことに、障害者も障害の無い人も気づく必要があり、驚きと困惑をも伴うが、その先に「そうかあ、これが誰もが一緒に暮らせる共生社会かあ」と、漠然と描いていただけたように思う。

### 3) 本年のねらい

2)に記したが、県の条例ができても「そうかあ、これが誰もが一緒に暮らせる共生社会かあ」と漠然と描くだけでなく、自らの気づきやアクションに繋がらなければ意味がない。そこで今年は1部のテーマを「ついにできた！滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」とし条例のポイントを伝えた。

また2部のテーマには「最初からユニバーサルデザイン+α 合理的配慮=社会モデル」とし、①②③④の表示で4つのグループに分かれ、①商品の販売またはサービスの提供分野、②建物・公共交通分野、③地域活動分野、④教育分野について、「A：困ったこと・不安・疑問」、「B：あったらいいなっ？」との課題の基に、自主的に問題の糸口を見つけ、共生社会をづくりへの具体的な問題点と、手の届きそうな夢を話せるように寄り添った。

また、本条例の要ともなる「アドボケーター」は、日本では前例のない職種であり、障害者が実際に差別されて困った時の為に、その英名を解りやすくし、安心して相談できるよう「困った人の足元を照らす提灯持ち」とし、「アドボケーター」や、「相談員」にも、「相談者の話を聞くだけに留まる仕事ではなく、相談者の行きたい方向を照らし、その道を阻む人と話し合い、双方が争うことなく、その問題を通して誰もが共生できる社会にする為の動きをする仕事だ」と、障害の有無を超えて理解してもらえるような言葉で伝えた。

### 4) 効果

上記の全てから日常生活とは縁遠く思われていた本条例が、障害者の問題のみではなく、障害の有無に関わらず自分達の生活に密着している事が理解された。中でもファシリテーターの育った過程と自分の過去を重ねることで今まで差別されていたことに気づいた障害当事者の変化は大きく、社会を変える力になるだろう。更に、終了後の自由記述によるアンケートには、1.①学生の方=授業より分かりやすい。②これから福祉は様々な年代の人と話せるWSが絶対必要！や、2.高齢者=若い人達と話せてよかった。また、個人参加の3.行政の方=こんなに様々な立場の人とWSで離せる場は少ないので大切にしてほしい。との意見があった。会場の雰囲気も和やかに、楽しい未来の話へと発展してよかったです。

草津市障害者差別解消ワークショップ  
～グループ・班（さ）～テーマ：建物・公共交通

ワークショップ1部では、W・S講師、垣見氏の幼少期からの生い立ち、現在に至る経験談を聞く。障害者権利条約・定義。障害者の社会モデルの重要性、インクルーシブ社会、などの話を聞く。

30～40年前、自身の障害者として経験してきた偏見や差別を照らし合わせてみると、あれも、これも偏見や差別であったことを改めて知らされる。

ワークショップ2部では、公共交通や、建物で普段から不便を感じている事、こんなモノあれば良いな～等について話し合い、内容を発表した。

★公共交通については、JR線を中心に駅舎にはEVの設置が進んだ一方で、無人駅も発生している。在来線の在る駅では、EVが有りながら電車に乗降できないケースが問題として上げられた。

地方の在来線ではまだEVの設置は進んでいないことに加え駅舎の無人化も進んでいる。

整備された駅舎でも、路線バスのバリアフリ化が思うように進んでいないこと。郊外からJR駅までの動線（移動）が困難になる点などが問題として上げられた。

又、低床バスの台数が全体的に少ないため、時刻表に低床バスとして明記できない状態。この状況は利用出来ないことと同じである。バス停に雨（陽）避けの屋根が必要。

★建物関係では、店舗入口の段差や間口の広さ、店内通路の狭さ等。据付けの椅子・テーブル等、カウンター席の高さは車イスでの利用が困難になる。

★こんなモノがあれば良いな…では、銀行の車いす用のATM機を増やしてほしい。JR駅舎内や公共施設等に車イスの充電設備を設置してほしい。

JR駅、スーパー、公共施設に、セグウェイの様な電動カーの貸し出しがあれば良い。急な勾配（坂道・歩道）には、動く歩道（自動通路）があればいいかなあ～など、ユニークな意見も多く出されていた。

障害者を取り巻く環境は大きく変わって来た。今回の法律や、条例が施行されたことで、更に社会的に改善が進むと思う。しかし、受け止める側（者）の認識の違いで良くも悪くもなるという問題も残されている。この部分を修復、改善していくには、一人ひとりの認識のレベルアップと障害当事者の地域社会への啓発が今後も必要に思う。